（土地改良法施行令の一部改正）

第一条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の三中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第七十二条の四の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第七十八条第一項第七号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

（農地法施行令の一部改正）

第二条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書及び第二項から第四項までを削る。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条　削除

第六条第二項第一号中「農業協同組合法」の下に「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を加える。

第七条第二項を次のように改める。

2　農業委員会は、前項本文の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。

第七条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項本文の場合において、農業委員会が申請書を前項の農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に送付しなかつたときその他農林水産省令で定める事由があるときは、第一項本文の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会を経由しないで、都道府県知事に申請書を提出することができる。

4　都道府県知事は、前項の規定により農業委員会を経由しないで申請書の提出があつたときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

第十五条第二項中「第三条第二項」を「第七条第二項」に、「第七条第三項」を「同条第五項」に改める。

第二十七条第二項中「第三条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第四十二条第一項第一号中「第三条第二項（第七条第二項」を「第七条第二項（」に改め、同項第二号中「第七条第二項において準用する第三条第四項」を「第七条第四項」に改め、同項第三号中「第七条第三項」を「第七条第五項」に改め、同項第四号中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

（集落地域整備法施行令の一部改正）

第三条　集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第四条中「第五条第四項第二号」を「第五条第五項第二号」に、「さく」を「柵」に改める。

第五条第三号中「第五条第四項第三号」を「第五条第五項第三号」に改める。

第十四条中「第四条第七項（同条第八項」を「第四条第五項（同条第六項」に改める。

（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の一部改正）

第四条　独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第四号中「（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項」を「及び第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに次条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項第一号中「第三条第二項（第七条第二項」を「第七条第二項（」に改め、同項第二号中「第七条第二項において準用する第三条第四項」を「第七条第四項」に改め、同項第三号中「第七条第三項」を「第七条第五項」に改め、同項第四号中「第三条第四項」を「第七条第六項」に改める。

別表第二農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項第一号中「において準用する第三条第二項」を「第七条第二項」に改める。

農林水産大臣　鹿野　道彦

内閣総理大臣　野田　佳彦

府　令

○内閣府令第六十三号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第二百二十五条第二項及び第三項」を「第二百二十五条第二項から第四項まで」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○法務省令第三十四号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十四日

法務大臣　平岡　秀夫

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「所沢支局」の下に「、東松山支局、越谷支局」を、「志木出張所」の下に「、坂戸出張所」を加える。

附　則

この省令は、平成二十三年十二月五日から施行する。

○財務省令第七十九号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十四日

財務大臣　安住　淳

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号2中「国家公務員通勤災害一部負担金債権」を「国家公務員通勤災害一部負担金債権」に改め、同号8中「立替金返還金債権」を「立替金返還金債権」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第八十号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十四日

財務大臣　安住　淳

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第二条第一項第一号から第三号まで」の下に「、第十号又は第十一号」を加え、「同法第十九条第一項第一号から第五号まで」の下に「又は第七号」を加える。

第百九十条第二項第一号中「第二百二十五条第二項及び第三項」を「第二百二十五条第二項から第四項まで」に改める。

別表第九千葉西の項中「南花園二丁目」の下に、「、み春野一丁目からみ春野三丁目まで」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は平成二十三年十二月一日から、別表第九千葉西の改正規定は平成二十三年十二月五日から施行する。